

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月29日
【会社名】	ミナトホールディングス株式会社
【英訳名】	MINATO HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 若山 健彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小伝馬町7番2号
【電話番号】	03（5847）2030（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部門長兼経営企画部門長 門井 豊
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小伝馬町7番2号
【電話番号】	03（5847）2030（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部門長兼経営企画部門長 門井 豊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年6月22日開催の当社第62回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された日

平成30年6月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 吸収分割契約承認の件

当社は平成30年10月1日をもって持株会社体制に移行するため、当社が営む電子機器・精密機器等の開発・製造・販売等及び環境関連機器・LED等関連機器の製造・販売等事業に関して有する権利義務を承継会社であるミナト・アドバンス・テクノロジー株式会社へ承継させる内容の吸収分割契約を締結し、当該吸収分割契約の承認を求めるものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

- ①当社、子会社及び持分法適用関連会社の事業の現状に即し、グループ経営体制の再編を今後、柔軟かつ機動的に行えるよう、現行定款第2条（目的）につきまして、当社が子会社及び持分法適用関連会社の事業を自ら営むことができるように変更するものであります。
- ②第1号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、平成30年10月1日をもって純粋持株会社体制に移行する予定でありますので、持株会社としての性格をより明確にし、また、柔軟な役員体制を実現する観点から、現行定款第2条（目的）及び第21条（代表取締役、役付取締役および相談役）の一部を変更するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、小林実氏、美澤臣一氏及び中根敏勝氏の3名を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、瀧川秀則氏を選任するものであります。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

また、当社の取締役および監査役に割り当てる新株予約権は、取締役および監査役に対する金銭でない報酬等に該当し、またその額が確定していないため、昭和63年6月29日開催の第32回定時株主総会において承認されている確定金額報酬等とは別に、その具体的な内容および算定方法について、承認を求めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件
ならびに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	可決要件	賛成率	決議結果
第1号議案 吸収分割契約承認の件	47,606個	515個	250個	(注) 1	98.42%	可決
第2号議案 定款一部変更の件	47,782個	339個	250個	(注) 1	98.78%	可決
第3号議案 監査役3名選任の件						
小林 実	47,625個	496個	250個	(注) 2	98.46%	可決
美澤 臣一	47,747個	374個	250個	(注) 2	98.71%	可決
中根 敏勝	47,763個	358個	250個	(注) 2	98.74%	可決
第4号議案 補欠監査役1名選任の件						
瀧川 秀則	47,630個	491個	250個	(注) 2	98.47%	可決
第5号議案 ストックオプションとして 新株予約権を発行する件	47,327個	792個	250個	(注) 1	97.85%	可決

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 賛成率の記載は、小数点第3位以下を四捨五入しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上